

第95回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和4年5月23日(月) 午前9時30分～午前11時55分

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

曾我部会長、島村委員、岡田委員、中井委員、矢倉委員(ウェブ会議の方法で出席)

(2) 関係人

継続案件(1件)に係る表現活動者及び同人の補佐人

継続案件(上記と別の1件)に係る表現活動者及び同人の補佐人

(3) 大阪市職員

西原市民局長、山本市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、藤本市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

(1) 継続案件の調査審議

(2) 第93回・第94回会議要旨の確認

(3) 口頭意見聴取の実施

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを確認した。

また、事務局から、案件番号「平28-14」及び「平30-職3」のヘイトスピーチ該当性等にかかる諮問については、第93回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和4年4月26日付けで審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

議題(1) 継続案件の調査審議

○継続案件のうち3件について、調査審議を行った。

○3件のうち2件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平30-職1」に係る表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当せず、残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動のうち一部については、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。

・当該部分について、条例第2条第1項に規定する表現活動には該当しない。

・残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

・よって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチに該当しない。

議題(2) 第93回・第94回会議要旨の確認

○第93回・第94回の会議要旨を確定した。

議題(3) 口頭意見聴取の実施

○継続案件(1件)について、表現活動者からの口頭意見聴取を行った。

○継続案件(上記と別の1件)について、表現活動者からの口頭意見聴取を行った。

以上